

邑南町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年8月20日

経緯

平成19年7月6日総務省自治行政局公務員部長通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検について」がありました。

邑南町は、平成16年の町制施行来、定員適正化計画に基づき職員数の減数に努めてきました。

単なる退職者不補充のみによらず、組織的にも検証し、邑南町の職務のあり方を見極めていく必要があります。

そのため今回、「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を定めました。

今後の見直しに向けた基本的な考え方

現状を踏まえ、今後の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおりとします。

1 職員の削減

職種の廃止・縮小等を計画的に実施し、技能労務職員数を削減していきます。

2 給与の見直し

行政職給料表（二）について給料構造の見直しを検討します。

具体的な取組内容

1 職員数削減の見込み

技能労務職員の退職等による職員の欠員に伴う採用（補充）については原則不補充とし、職員の欠員部分については、住民サービスの維持に配慮しつつ、事務事業や職員配置の見直し、指定管理者制度の活用、その他の方策を講じる。

2 給料表の改正

ラスパイレス指数なども考慮し近隣の市町の実情を参考に行政職給料表（二）の改正を検討する。

現状

1 技能労務職員の状況

職 種		主な業務内容	平成21年度当初人員
1	運転技師	公用車の運転	1人
2	調理師	福祉施設等での調理	5人
3	校務技術員	小中学校の環境整備、 施設管理など	6人

2 給与に関する事項

(1) 給与の根拠規定

地方公務員法（以下「地公法」という。）第57条では、技能労務職員についての地公法の特例を定めており、この規定を受けた地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）附則第5項で、身分取扱いについては、地公労法（第17条を除く）及び地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第37条から第39条の規定を準用することとされています。

技能労務職員の給与は、地公企法第38条第3項で「生計費、同一又は類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の給与、当該地方公営企業の経営状況その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されているところです。

地公法	地公労法	地公企法
第57条 単純な労務に雇用される者その他この法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める	附則第5項 地公法第57条の単純な労務に雇用される一般職の地方公務員の身分取扱いについては、特別の法律が施行されるまでは、この法律及び地公企法第37条から第39条までの規定を準用する。 第7条 勤務条件等に関する事	第38条 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。（第3項） 第39条 地公法中適用しない規

	項を団体交渉の対象とし、これに関して労働協約を締結する。(第1項)	定【主なもの】 人事委員会の勧告等(地公法第14条第2項・26条)
--	-----------------------------------	--------------------------------------

(2) 給料表

給料表は、職員の職務の困難及び責任の度に基づいて級が定められており、邑南町の技能労務職員の給料表の構成は職階の数に応じ5級構成となっていて、職務内容からみて複雑な規定である。

2 給与に関するデータ

(円)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
邑南町	46.8歳	289,900	305,177	296,915
島根県	48.0歳	344,970	379,436	356,234
国	48.8歳	287,094	-	320,514
類似団体	48.8歳	285,052	306,934	297,898

(注) 1 「平均給料月額」とは平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 「類似団体」とは人口と産業構造により、地方公共団体をグループ分けしたものである。

(円)

民間の類似職種	平均年齢	平均給与 (月額)
調理員	44.1 歳	228,400
用務員	53.9 歳	227,200
自家用乗用自動車運転者	48.1 歳	268,100

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

※平均給与(月額)は基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、超過労働給与額の合計である。

※技能労務職の職種と民間の類似職種は、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※非正規職員及び短期雇用職員を含む。

※平均給与の数値は、調理員と自家用乗用車運転者については島根県、用務員については全国の平均数値である。